

「平成25年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対する
パブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

<実施方法>

- ・意見募集期間：令和4年4月22日（金）から令和4年5月22日（日）まで
- ・告知方法：経済産業省・環境省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：郵送、電子メール、電子政府の総合窓口（e-Gov）

<意見提出数>

整理された意見数 1件 【内訳】 団体1件

番号	報告書（案）の 該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第4章	令和元年改正法において、第一種特定製品の廃棄時の規制が強化されたが、効率的で効果的な立入検査のためには、大気汚染防止法や廃棄物処理法に基づき解体工事現場への立入検査権限を有する政令市に第一種特定製品廃棄等実施者の監督権限の移譲や、都道府県職員の身分を政令市職員が併任することを可能にする制度設計といった地方分権に前向きな方向性を記載してもらいたい。	フロン排出抑制法における令和元年度改正部分についての評価・検証は、当該改正法附則において施行から5年経過後に実施するものとされています。今後の検討に際しては、報告書（案）第4章において「今後、制度、経験の蓄積、支援体制等の適切な環境が整った時期に、管理者以外の指導監督権限も検討対象に含め、より適当な範囲での権限移譲の検討を行うことが望まれる。」と記載されていることから、引き続き、都道府県における指導監督の状況を注視するとともに、円滑な法施行に資する支援を実施してまいります。